

研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム(BRIDGE)
「医療デジタルツインの発展に資するデジタル医療バンク構想」実施に関する研究開
発業務の公募に係る公募審査委員会設置要領

令和5年7月18日
改訂令和5年8月24日

国立研究開発法人国立がん研究センター
BRIDGE 運営事務局

1 設置

標記について、「研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム(以下「BRIDGE」という。)」 「医療デジタルツインの発展に資するデジタル医療バンク構想」業務(以下「本業務」という。)の実行者選定のための公募について企画提案を審査するにあたり、次の通り、実施者の公募及び契約の締結等を務める国立研究開発法人国立がん研究センター(以下「国立がん研究センター」という。)に、公募審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の目的

委員会は、応募者から提出された本業務の応募書を審査し、業務を委託する法人を選定する。

3 委員会の構成

委員会の構成は以下とする。

内部審査委員

間野 博行	研究所長・理事
平子 哲夫	理事長特任補佐
後澤 乃扶子	研究管理部長

外部審査委員

大江 和彦	東京大学大学院医学系研究科教授
◎辻井 潤一	産業技術総合研究所人工知能研究センターフェロー
○中野 壮陸	公益財団法人医療機器センター専務理事
山本 雅之	東北メディカル・メガバンク機構長

(◎審査委員長)

(○審査委員長代理)

オブザーバー

杉山 将	理化学研究所革新知能統合研究センター長
------	---------------------

4 委員会の運営

1) 委員会は、審査委員の過半数の出席をもって成立とする。

2) 審査委員が、審査する案件に利害関係を有する場合、当該審査委員はその審議、

審査等に加わることはできない。

- 3) 委員長が、審査する案件に利害関係を有する場合、退席の上、その審議、審査等に加わることはできず、委員長代理がその職務を代理する。
- 4) 委員会の議事は、出席審査委員の過半数で決し、可否同数の場合は審査委員長の決するところによる。
- 5) 審査委員が委員会を欠席する場合は、代理人を出席させることはできない。また、他の審査委員に議決権の行使を委任することはできない。
- 6) 欠席する審査委員は、審査委員長を通じて、委員会の審査対象となる応募書に係る、書面による審査、助言等の意見を提出することができる。
- 7) 審査委員長が必要と判断した場合は、委員会を持ち回りで開催することができる。
- 8) 委員会を持ち回りで開催し議決する場合は、全審査委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長が決するところによる。

5 委員会における審査について

事務局において応募書の形式審査を実施後、審査委員による応募書の書面審査を経て、委員会を開催し、状況によりヒアリング等も踏まえて、審査を行う。

6 委員会の事務

委員会の事務は、国立がん研究センターBRIDGE 運営事務局が処理する。

7 その他

この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委員長の決定により処理するものとする。

- 8 本要領は、変更の必要が生じた場合には随時改定する。